

騷 音

# 1. 工場等に関する規制

## 1 - 1 騒音規制法による規制

### (1) 規制の適用を受ける施設

番号	用途区分	施設名	規模又は能力
1	金属製品の製造又は加工に用いるもの	イ．圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
		ロ．製管機械	
		ハ．ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		ニ．液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ．機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
		ヘ．せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
		ト．鍛造機	
		チ．ワイヤーフォーミングマシン	
		リ．プラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ．タンブラー	
2	工場又は事業場に用いるもの	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用に用いるもの	破碎機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
		摩砕機	
		ふるい	
		分級機	
4	繊維製品の製造に用いるもの	織機	原動機を用いるものに限る。
5	建設用資材の製造に用いるもの	イ．コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
		ロ．アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
6	穀物の製粉の用いるもの	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
7	木材の加工に用いるもの	イ．ドラムバーカー	
		ロ．チップパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		ハ．破木機	

番号	用途区分	施設名	規模又は能力
7	木材の加工に用いるもの	ニ．帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
		ホ．丸のご盤	
		ヘ．かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
8	紙の製造の用いるもの	抄紙機	
9	印刷に用いるもの	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10	合成樹脂製品の製造に用いるもの	合成樹脂用射出成形機	
11	金属製品の製造又は加工に用いるもの	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

## (2) 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝 夕 (午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

## 備 考

- この表において、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる次の区域とする。
  - 第一種区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
  - 第二種区域は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域とする。
  - 第三種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域とする。
  - 第四種区域は、工業地域とする。
- 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

## 1 - 2 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

### (1) 規制の適用を受ける施設

用途区分	番号	施設名	規模又は能力
金属製品の製造 又は加工に用いるもの	1	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。
	2	製管機械	
	3	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	4	液圧プレス	矯正プレスを除く。
	5	機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
	6	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	7	鍛造機	
	8	ワイヤーフォーミングマシン	
	9	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	10	タンブラー	
	11	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。
	12	高速切断機	
工場又は事業場に用いるもの	13	空気圧縮機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
	14	送風機	
	15	ガス圧縮機	
	16	真空ポンプ	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。
	17	冷房機及び冷却塔	冷房能力が 1 時間あたり 104,000 キロジュール以上のものに限る。
土石用又は鉱物用に用いるもの	18	破碎機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
	19	摩砕機	
	20	ふるい	
	21	分級機	
繊維製品の製造に用いるもの	22	織機	原動機を用いるものに限る。
建設用資材の製造に用いるもの	23	イ．コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。
	24	ロ．アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
穀物の製粉の用いるもの	25	穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。
木材の加工に用いるもの	26	ドラムバーカー	
	27	チップー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	28	破木機	

用途区分	番号	施設名	規模又は能力
木材の加工に用いるもの	29	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 10kW 以上、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。
	30	丸のご盤	
	31	かんな盤	
紙の製造に用いるもの	32	抄紙機	
印刷に用いるもの	33	印刷機械	原動機を用いるものに限る。
合成樹脂製品の製造に用いるもの	34	合成樹脂用射出成形機	
金属製品の製造又は加工に用いるもの	35	コルゲートマシン	原動機を用いるものに限る。

備考

- 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域においては、この表の施設名欄に掲げる施設から同法第 2 条第 1 項の特定施設を除く。
  - 前項に掲げるもののほか、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内の同法第 2 条第 2 項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。
  - 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域内の工場等に設置されるものを除く。
- 表中、□ のものは、条例による横だし施設又は騒音規制法との能力が異なるものを示す。

(2) 排出基準

区域の区分 \ 時間の区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
1. 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2. 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3. 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4. 工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5. その他の地域 (工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

## 備 考

1. この表の1の項から4の項までの地域及び工業専用地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域をいう。
2. この表の3の項から5の項までの地域については、当該地域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

### (3) 作業に係る騒音の制限

板金作業、製かん作業、荷受け作業、金属工作機器を用いる作業及びチェーンソーを用いる木材加工作業については、上表(2)規制基準を準用する。この場合において音量の測定は、作業の場所の敷地の境界線において行うものとする。

### (4) 拡声機の使用の制限

商業宣伝を目的として拡声機使用を禁止されているもの

ア．拡声機の使用を禁止する地域は、次に掲げる施設の周囲50メートル以内の地域とする。

1. 学校教育法第1条に規定する学校
2. 児童福祉法第7条に規定する助産施設、乳児院、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
3. 医療法第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
4. 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者更生施設及び視聴覚障害者情報提供施設(点字図書館に限る。)
5. 図書館法第2条第1項に規定する図書館
6. 生活保護法第38条第1項に規定する救護施設
7. 知的障害者福祉法第5条に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設
8. 老人福祉法第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
9. 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター

イ．航空機から機外に向けて商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

拡声機の使用の制限

ア．使用の時間は、午前9時から午後7時までの間に限ること。

イ 場所及び音量は拡声機から10メートル離れた位置(10メートル以内に人の居住又は使用する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線)において次表に掲げる音量(固定式の拡声機にあっては、それぞれ5デシベルを減じた音量)をこえないこと。

区域の区分	騒音レベル
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	50 デシベル
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	60 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	70 デシベル
工業地域	75 デシベル
その他の地域 (工業専用地域を除く)	65 デシベル

(5) 飲食店営業等に伴う騒音の制限等

規制の適用を受ける営業の種類

- ア．食品衛生法施行令第5条第1号に規定する飲食店営業
- イ．食品衛生法施行令第5条第1号に規定する飲食店営業
- ウ．危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所で自動車用燃料の販売を業とするガソリンスタンド営業
- エ．ボウリング場営業
- オ．ゴルフ練習場営業
- カ．映画館営業

排出基準（敷地境界線）

区域の区分		時間の区分 夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
1	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	40 デシベル
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	45 デシベル
3	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55 デシベル
4	工業地域	60 デシベル
5	その他の地域（工業専用地域を除く）	50 デシベル

備 考

1. この表の1の項から4の項までの地域及び工業専用地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域をいう。
2. この表の3の項から5の項までの地域については、当該地域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

(6) 深夜における音響機器の使用制限等

規制の適用を受ける営業の種類

ア．食品衛生法施行令第5条第1号に規定する飲食店営業

イ．食品衛生法施行令第5条第2号に規定する喫茶店営業

使用制限区域

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域及び商業地域

音響機器

ア．音声、音楽等を拡大する装置

イ．楽器

使用禁止時間 午後11時から翌日午前6時まで

なお、音響機器から発する音が営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この制限を受けません。

< 参 考 >

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同法施行条例による規則

時間の区分 区域の区分	昼 間 (日出から日没)	朝 夕 (日没から午前0時)	夜 間 (午前0時から日出)
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
商業地域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、未指定地域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル



## 2 建設作業に関する規制

### 2 - 1 騒音規制法による規制

(1) 規制の適用を受ける特定建設作業及び規制基準等

ア) 規制内容等は表 1、表 2 のとおり

(ただし、当該作業がその作業を開始した日に完了するものを除く)

イ) 作業禁止時間、1日の作業時間、作業期間について、1号区域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域と、工業地域のうち保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域、2号区域は工業地域のうち、1号区域以外の区域

ウ) 建設作業開始の7日前までに特定建設作業実施届出書を市長に届け出ること

### 2 - 2 三重県生活環境の保全に関する条例

(1) 規制の適用を受ける建設作業及び排出基準等

ア) 規制内容等は2 - 1 - (1)と同様

イ) 適用地域は騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域を除くその他の地域(1号区域に該当)ただし工業専用地域は除く

ウ) 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物の敷地境界線から500メートルを超える地域で行われる作業を除く

エ) 工事の開始の日の7日前までに市長に届け出ること

表 1 【特定】建設作業の種類

番号	【特定】建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	・くい打機(もんけんを除く。)・くい打くい抜機 (圧力式くい打くい抜機を除く。)
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が500mをこえない作業に限る。)	
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	・コンクリートプラント (混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。) ・アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)

番号	【特定】建設作業の種類	摘 要
6	バックホウを使用する作業 (原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
7	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)	【関連告示】 ・環境庁告示第54号 (平成9年9月22日)
8	ブルドーザーを使用する作業 (原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)	・建設省告示第1536号 (平成9年7月31日) ・建設省告示第1702号 (平成9年9月22日)

[参考] 規制対象例

くい打機等を使用する作業(ディーゼルハンマ、エアーハンマ、スチームハンマ、ドロップハンマ、パイプロ等)

[もんけん：木ぐい、木矢板等を打つときに用いられる人力による旧来のくい打ち機]

びょう打機を使用する作業(リベッティングハンマ等)

さく岩機を使用する作業(ドリフタ、レッグドリル、ストーパ、ジャックハンマ、ハンドハンマ、シンカ、コンクリートブレーカ等)

表2 規制基準等

規制項目	区域区分	騒 音	適用除外
基 準 値	-	85 デシベル	-
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日の午前7時	
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時	
最大作業時間	1号区域	10時間/日	
	2号区域	14時間/日	
最大作業日数	-	連続6日	
作業禁止日	-	日曜日その他休日	

注) 1 基準値は【特定】建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 適用除外

- 災害その他の非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
- 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
- 道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付された場合
- 変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

3 勧告・命令

基準値を超える大きさの騒音を発生する【特定】建設作業については、騒音又は振動の防止の方法を改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

### 3 . 自動車騒音に係る許容限度等

#### 3 - 1 騒音規制法による要請及び意見を行う場合の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 ( 6 時 ~ 22 時 )	夜 間 ( 22 時 ~ 6 時 )
a 区域及び b 区域	1 車線を有する道路	65	55
a 区域	2 車線以上の車線を有する道路	70	65
b 区域	2 車線以上の車線を有する道路	75	70
c 区域	車線を有する道路	75	70
規制地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域		75	70

( 単位 : d B ) 等価騒音レベル

#### 備考

1. 区域の区分は以下のとおり

a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域 ( 2 車線以下の車線を有する道路の場合は敷区の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷区の境界線から 20m までの範囲をいう。 ) にかかる限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
3. 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分にかかる自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
4. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
5. 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。
6. 車線とは、一縦列の自動車 ( 二輪のものを除く ) が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
7. 騒音の測定場所は、原則として、道路 ( 交差点を除く ) に面し、かつ、住居、病院、学校等の用に供される建築物から道路に向かって 1 メートルの地点 ( 当該地点が車道内にあることとなる場合にあっては、車道と車道以外の部分が接している地点 ) とする。